

第8回 市場戦略統合委員会 議事次第

日本商品先物振興協会

日 時 平成22年 3 月 25 日 (木) 14 : 00 ~

場 所 先物協会 会議室

議 題 1. 不招請勧誘禁止に係る対応について
2. その他

以 上

不招請勧誘の禁止に係る対応について

1. 初期の投資金額以上の損失が発生する可能性のない取引の考え方（案）

不招請勧誘の禁止対象として政令で規定される商品取引契約に該当しない「初期の投資金額以上の損失が発生する可能性のない取引」（以下、「損失限定取引」（仮称）という。）について、画一的な商品とするのではなく、商品先物取引業者や取引所の創意工夫が活かせるものとする。

「初期の投資金額」についても、「損失限定取引」の商品設計との関係を踏まえ、顧客と商品先物取引業者との間の契約において、各社が決定する。

【「初期の投資金額＝取引本証拠金」としたしくみの考え方】

当該取引において、取引本証拠金額（×建玉枚数）を超える損失が出ないようにするため、「レバレッジの設定（①）」と「ロスカット水準の設定（③）」とにより、商品先物取引業者で商品設計を工夫する。

① 取引本証拠金の設定

過去の価格変動データに基づき、1日の価格変動リスクを100%以上カバーする料率とする。

② ロスカット契約の締結

取引注文を受ける際、予め、市場の価格が③のロスカット水準に達した場合に④の方法により建玉を決済することを内容とする「損失限定取引契約」（仮称）を締結する。

③ ロスカット水準の設定

①を前提に、当該取引における損失が当該取引を行うため当初に預託する取引証拠金額を超えることがないよう、市場価格が、当初に預託する取引証拠金額の一定比率の計算上の損失となる価格になった場合に当該取引の決済注文を出す「ロスカット水準」を設定する。

現行の追証拠金は適用しない。

商品先物取引業者は、顧客からロスカット水準についての予めの指示を受けるに際しては、取引証拠金を超える損失が発生する可能性が統計的にない範囲で受けるものとする。

④ 「損失限定取引」の執行

商品先物取引業者は、市場の価格変動の状況をモニタリングし、予め顧客から指示を受けた価格水準に達した場合には、確実に決済注文を執行することにより誠実履行義務を果たす。

取引所は、EFP取引やベシス取引（又はコール取引）、ブロック取引と同様、当事者間合意のある市場外取引について業務規程の改正により充実を図る。

⑤ 「損失限定取引」の履行のための管理体制

商品先物取引業者は、「損失限定取引」を確実に履行するため、的確な市場価格のモニタリングと契約に合致した注文執行が行えるよう、社内管理体制を整備する。

2. 不招請勧誘禁止の適用除外行為（省令規定事項）

主務省令により不招請勧誘禁止の適用除外となる行為について、以下の取引経験者に対する勧誘を規定するよう要望する。

「商品デリバティブ取引及び金融商品デリバティブ取引等、レバレッジ性のある取引を一定期間行った経験を有し、かつ、知識・財産の状況等からみて、適合性のある顧客に対する商品取引契約の締結の勧誘」

*いわゆる「プロ」（特定投資家及び特定当業者）に対しては、改正法第 220 条の 4 により、不招請勧誘の禁止規定は適用除外とされている。

【金融商品取引における不招請勧誘の禁止の適用除外とされているもの】

- ① 勧誘の日前 1 年間に、2 以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に対する店頭金融先物取引の契約締結の勧誘（金融商品取引業等に関する内閣府令 第 116 条第 1 号）
- ② 外国為替取引に係る業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための店頭金融先物取引の契約締結の勧誘（同 第 116 条第 2 号）

*金融庁は、17 年 6 月の内閣府令改正時のパブコメに対する回答において、「例えば、証券（先物）取引や商品先物取引について、より長期間の取引実績があり、取引を行うことについて適合性が認められる顧客について、同様の商品の勧誘を行うことについては一定の合理性が認められると考えられることから、・・・継続して検討していく」旨を回答している。

3. 顧客が「通常取引」を希望した場合の対応

委託取引の動機が勧誘を契機としていない場合と勧誘を契機としている場合とに区分して、各々について顧客の主体的取引意思が確認できるようにする。

(1) 顧客の「能動的な」取引意思の確認・記録の保存

「損失限定取引」の勧誘・説明をした後に、顧客から「初期の投資金額以上の損失が発生する可能性のある取引」（以下、「通常取引」という。）を行いたい旨の要請があった場合には、取引の結果次第では（事後的に）不招請勧誘の禁止に係る法令違反を疑われかねないリーガル・リスクを負うことになるので、契約プロセス等を明らかにした記録、申出書等の整備により、顧客の主体的・能動的取引意思であることについて証明できるようにしておく必要がある。

(2) 自社の顧客に係る対応

同様に、自社で取引を行っている委託者から通常取引を行いたい旨の要請があった場合についても、顧客となった契機についての記録を整備する。

4. 自主規制規則等における営業・管理の指針の提供

自主規制規則において商品先物取引業者が「損失限定取引」を運用するにあたっての営業・管理上の指針を提供する。

また、『委託者保護ガイドライン』に規定された営業・管理実務の運用指針についても、不招請勧誘が原則禁止となることを踏まえ、営業現場の実態に適合した自主規制で対応する。

(1) 損失限定取引の運用指針（例）

- ・ 損失限定取引に係るレバレッジの設定、ロスカット水準の設定に関する事項
- ・ 損失限定取引の確実な履行のための管理体制の整備に関する事項

(2) 投資可能資金額について

現行の『委託者保護ガイドライン』において採用されている投資可能資金額の考え方については、各社の受託業務管理規則において、受託に際しての適合性の審査基準として活用する。

(3) 商品先物取引未経験者に対する保護措置について

不招請勧誘禁止の導入に伴い、投資可能資金額の1/3を勧誘限度・受託限度とする取引未経験者の保護措置については所要の見直しを要請する。

5. ネーミングの統一化（今後の検討課題）

「損失限定取引」の活用において、商品名（呼称）が統一化されることが、当該取引の普及にとって重要である。呼称による知名度の向上、広告宣伝を通じた業界としての一体感の醸成を図り、呼称を定着させブランド化を図っていくことにより顧客の能動的参加を期待する。

以 上

電子取引の状況推移に関する定期調査結果 (2009年9月期)

2010. 3. 19 日本商品先物振興協会



電子取引の状況推移に関する定期調査（2009年9月期）

1. 調査時期、調査項目等の概要

- (1) 調査実施時期 平成22年1月15日～同22日
- (2) 調査対象期間 平成21年4月～同9月
- (3) 調査対象者 電子取引を提供している商品取引員
(平成21年9月末で23社)
- (4) 調査方法
回答者が本会ウェブサイト内に設置された回答ページに回答内容を入力する方法によった。

(5) 調査項目

電子取引に関する以下の項目を収集した。

- ①顧客の数（＝口座数）
- ②預り証拠金
- ③売買枚数
- ④総約定代金
- ⑤受取委託手数料額

2. 調査結果の概要

(1) 電子取引を行っている会社数

前回調査時（平成21年3月期）の25社から2社減少して、23社になった。なお、このうち以下の3社については今次調査への回答を得られなかった。

- ・協栄物産（平成21年12月31日廃業）

- ・スター為替証券（平成22年3月5日廃業）
- ・タイコム証券（平成21年12月25日廃業）

(2) 電子取引を行っている顧客の数（＝口座数）

前期：35,570名（100%）

今期：29,485名（82.9%）

上記の通り、前期に比べて17.1%減少した。

(3) 預り証拠金

前期：42.0十億円（100%）

今期：71.2十億円（170%）

前期に比べて、約70%増加した。この原因は回答した者の内の2社で大幅に預かり証拠金が増加したことが原因であるが、当該2社によると、電子取引の一種であるISV取引が可能な銘柄が増えたため、従来は電話やFAXで行っていた発注をISVによるものに切替えた「横すべり」的な増加であるとのことであり、その分対面取引に係る預り証拠金額が減少した、とのことであった。

(4) 売買枚数

前期（2008年10月～2009年3月）：629万枚（100%）

今期（2009年4月～同9月）：627万枚（99.7%）

〈参考：市場全体の売買枚数〉

前期：4,120 万枚（100%）

今期：3,325 万枚（80.1%）

前期から落ち込んだとは言うものの、市場全体の落ち込み幅よりは格段に小さい。対面からの「横すべり」需要が貢献したのかもしれない。

（5）総約定代金

前期：9.3 兆円（100%）

今期 11.8 兆円（126.9%）

前期に比べて約 26.9%上昇した。各上場商品の値位置の上昇及び前述の「横すべり」需要が影響しているのかもしれない。

〈参考：東工取指数〉

2009 年 3 月末：209.94

2009 年 9 月末：217.80

（6）受取委託手数料額

前期：1,552 百万円（100%）

今期：1,723 百万円（111%）

前期に比べて 11%増加した。これは（3）の項目でも述べたように、法人取引の一部が対面（＝電話、FAX等）取引から電子取引に移行したことが原因と見られる。実際に個社別に受

取手数料額を検証すると、前述した特定の社において大幅な伸びが確認できた。

〈参考：市場取引全体における受取委託手数料額〉

前期（2008 年 10 月～2009 年 3 月）：25,012 百万円（100%）

今期（2009 年 04 月～2009 年 9 月）：23,351 百万円（93.4%）

市場全体では受取委託手数料は増加しておらず、これも「横すべり」であると考えられる。

以上

（文責：日本商品先物振興協会事務局）

1. ストック項目

調査基準日		2006年3月末	2006年9月末	2007年3月末	2007年9月末	2008年3月末	2008年9月末	2009年3月末	2009年9月末
会社数	① 電子取引を行っている会社数	40 社	38 社	37 社	34 社	30 社	31 社	25 社	23 社
	② 全商品取引員数	86 社	80 社	79 社	78 社	70 社	60 社	49 社	44 社
	③ 電子取引比率(会社数ベース、①/②)	46.5%	47.5%	46.8%	43.6%	42.9%	51.7%	51.0%	52.3%
口座数	④ 保有口座数	80,972口座 (38社)	70,160口座 (36社)	65,967口座 (34社)	58,305口座 (32社)	66,834口座 (27社)	60,410口座 (29社)	51,826口座 (22社)	46,424口座 (20社)
	⑤ うち電子取引口座数	33,068口座 (38社)	32,753口座 (36社)	33,226口座 (34社)	30,685口座 (32社)	44,224口座 (27社)	<u>38,240口座 (29社)</u>	35,570口座 (22社)	29,485口座 (20社)
	⑥ うち有効口座数	14,935口座 (38社)	13,860口座 (36社)	13,687口座 (34社)	12,292口座 (32社)	12,237口座 (27社)	10,396口座 (29社)	10,190口座 (22社)	9,996口座 (20社)
	⑦ 全口座数	106,628口座	103,733口座	99,450口座	97,733口座	96,012口座	87,122口座	87,233口座	85,090口座
	⑧ 電子取引比率(口座数ベース、⑤/⑦)	31.0%	31.6%	33.4%	31.4%	46.1%	43.9%	40.8%	34.7%
預り証拠金額	⑨ 電子取引に係る預り証拠金額	調査実績なし			58.3十億円(32社)	64.9十億円(27社)	56.8十億円(29社)	42.0十億円(22社)	71.2十億円(20社)
	⑩ 委託取引全体に係る預り証拠金額				318.3十億円	339.0十億円	291.5十億円	199.9十億円	183.0十億円
	⑪ 電子取引比率(預り証拠金額ベース、⑨/⑩)				18.3%	19.1%	19.5%	21.0%	38.9%

*表中の下線部は前回調査時からの修正箇所

*「電子取引を行っている会社数」には本会の非会員を含んでいる。

*2009年9月末で電子取引を行っていた23社のうち、協栄物産、スターアセット証券(その後「スター為替」に商号変更)、タイコム証券の3社のデータは入っていない。従って、20社分のデータとなる。

2. フロー項目

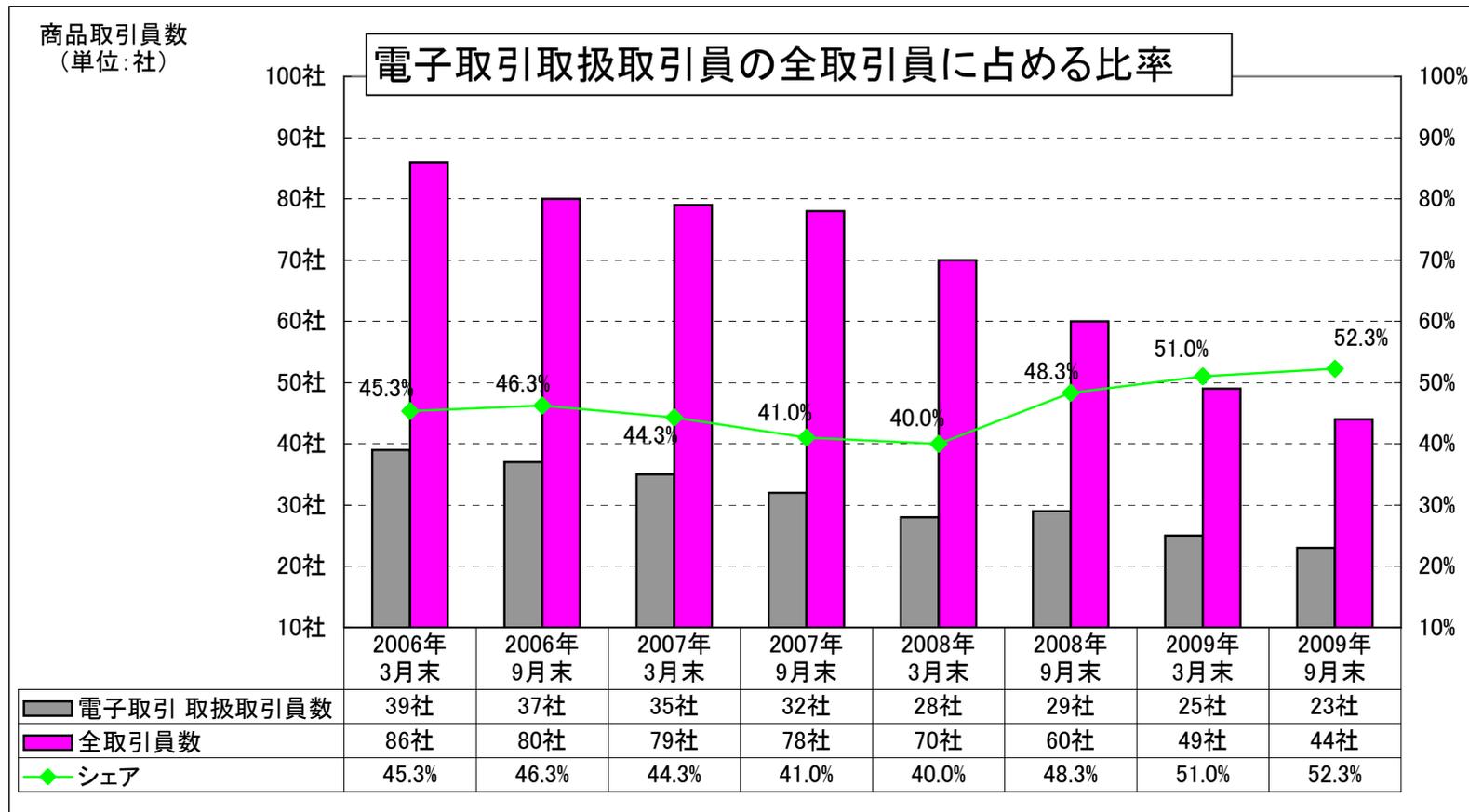
調査対象期間		2005年10月～ 2006年3月 (6ヵ月)	2006年4月～9月 (6ヵ月)	2006年10月～ 2007年3月 (6ヵ月)	2007年4月～9月 (6ヵ月)	2007年10月～2008年3 月 (6ヵ月、但し受取委託 手数料額は2007年4月 ～2008年3月の一年間)	2008年4月～9月 (6ヵ月)	2008年10月～ 2009年3月 (6ヵ月)	2009年4月～9月 (6ヵ月)
売買枚数	⑫ 電子取引売買枚数 (含、オプション)	13,602,971枚 (39社)	13,040,929枚 (37社)	10,721,965枚 (35社)	9,302,074枚 (32社)	<u>11,169,302枚 (28社)</u>	<u>8,613,163枚 (29社)</u>	6,287,972枚 (24社)	6,270,268枚 (20社)
	⑬ 市場全体の総売買枚数 (含、オプション)	111,174,810枚 (全社)	95,287,728枚 (全社)	74,913,884枚 (全社)	72,689,716枚 (全社)	69,452,062枚 (全社)	51,423,376枚 (全社)	41,199,660枚 (全社)	33,253,826枚 (全社)
	⑭ 電子取引比率 (売買枚数ベース、⑫/⑬)	12.2%	13.7%	14.3%	12.8%	16.1%	16.7%	15.3%	18.9%
総約定代金	⑮ 電子取引による 総約定代金(兆円) (含、オプション)	27.4兆円 (39社)	29.8兆円 (37社)	18.8兆円 (35社)	18.7兆円 (32社)	27.5兆円 (27社)	<u>21.9兆円 (28社)</u>	9.3兆円 (24社)	11.8兆円 (20社)
	⑯ 市場全体の総約定代金 (売買枚数ベース、兆円) (含、オプション)	206.1兆円	193.6兆円	134.1兆円	141.9兆円	154.7兆円	116.6兆円	59.3兆円	54.3兆円
	⑰ 電子取引比率 (総約定代金ベース、⑮/⑯)	13.3%	15.4%	14.0%	13.2%	17.8%	18.8%	15.7%	21.7%
受取委託 手数料額	⑱ 電子取引による受取委託手数料 (百万円、含オプション)	調査実績なし				5,549百万円 (28社)	2,382百万円 (29社)	1,552百万円 (24社)	1,723百万円 (20社)
	⑲ 業界全体の受取委託手数料 (百万円、含オプション)					113,771百万円 (全社)	36,929百万円 (全社)	25,012百万円 (全社)	23,351百万円 (全社)
	⑳ 電子取引比率 (受取委託手数料ベース、⑱/⑲)					4.9%	6.5%	6.2%	7.4%

*表中の下線部は以前の調査結果を修正した箇所

3. 注記事項

①	電子取引を行っている会社数	本会からの調査に対して「電子取引を行っている」と回答した会社数
②	全商品取引員数	本会調べ。
④	保有口座数	2005年12月末まで:各社が有している口座の数 2006年 3月末から:証拠金残高がある口座(無担保委託者未収金を有する口座は含まない)
⑤	うち電子取引口座数	本会調べ。(会員アンケート調査による。) 2005年12月末まで:各社が有している電子取引口座の数 2006年 3月末から:証拠金残高がある電子取引口座(無担保委託者未収金を有する口座は含まない)
⑥	うち有効口座数	本会調べ。(会員アンケート調査による。) 2005年12月末まで:証拠金残高がある口座(無担保委託者未収金を有する口座を含む) 2006年 3月末から:建玉がある口座
⑦	全口座数	本会調べ。(定期業務報告書による。)
⑨	電子取引に係る 預り証拠金額	本会調べ。(会員アンケート調査による。)
⑩	委託取引全体に係る 預り証拠金額	本会調べ。(定期業務報告書による。)
⑫	電子取引売買枚数	本会調べ。(会員アンケート調査による。)
⑬	市場全体の総売買枚数	商品取引所連絡会調べ。(直近の値は速報値)
⑮	電子取引による 総約定代金	本会調べ。(会員アンケート調査による。) 対象期間における会員ごとの総約定代金の合計。 会員においては以下のいずれかの方法によって算出している。 (i)銘柄ごと、限月ごとの月間平均帳入値段に約定枚数、倍率を乗じる方法 (ii)約定成立ごとの総約定代金の合計
⑯	市場全体の総約定代金	商品取引所連絡会調べ(直近の値は速報値) 個々の約定成立ごとの総約定代金の合計。 1約定においては売り方と買い方があるため、それを本会において2倍している。
⑩、⑲	受取委託手数料額 (電子取引、市場全体)	(i)電子取引に係る額:本会調べ(会員へのアンケート調査による。) (ii)市場全体:本会調べ(月計残高試算表による。)
*1	総約定代金、売買枚数	国内公設商品市場における取引を対象としている。(オプションを含む。)
*2	電子取引	電子情報処理組織を経由して受託した取引。 (2008年3月期は、「インターネットホームトレードにより受託した取引」と定義)

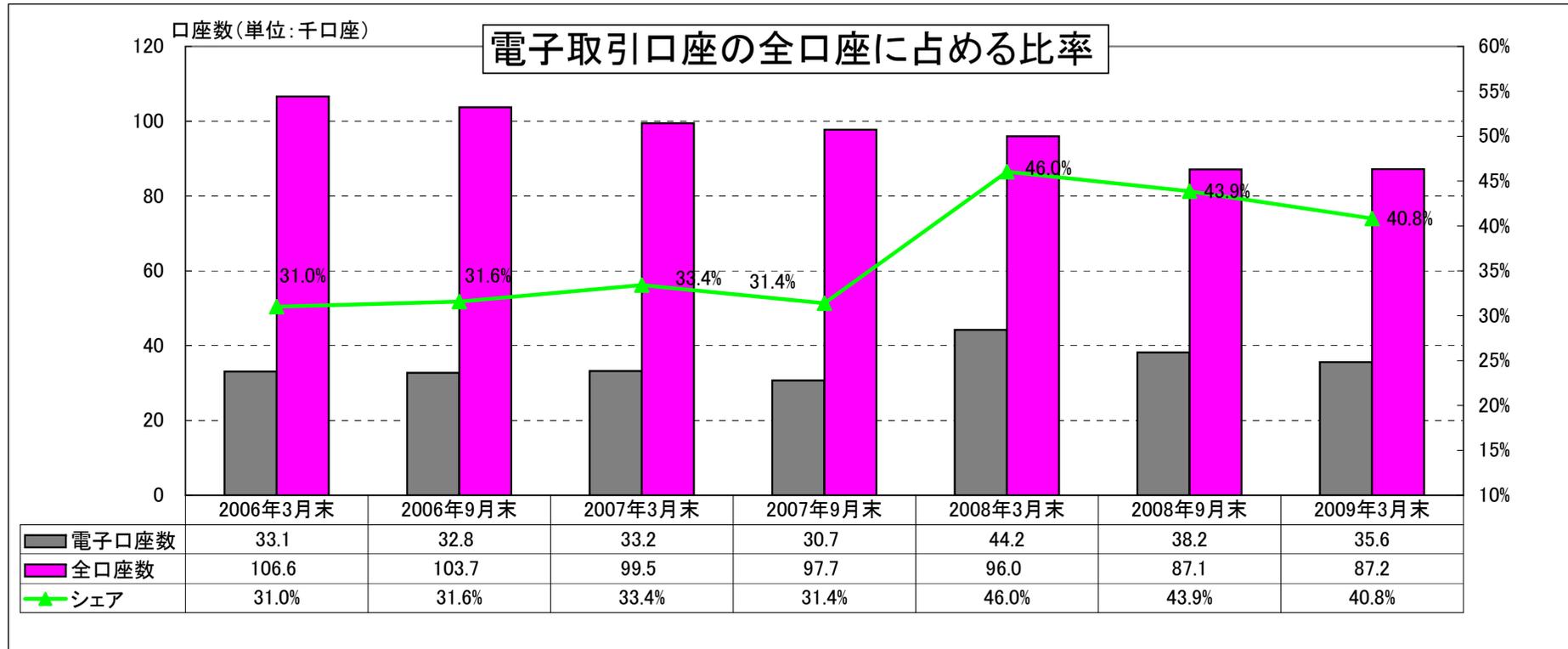
電子取引に係る状況推移(2009年9月期まで)



全取引員数	本会調べ。
電子取扱社	本会調査に対し「電子取引を行っている」と回答した商品取引員の数。
電子取引とは	電子情報処理組織を通じて委託された取引 (2008年3月期のみ「インターネットホームトレードシステムを利用した取引」)

2010. 3. 19 日本商品先物振興協会

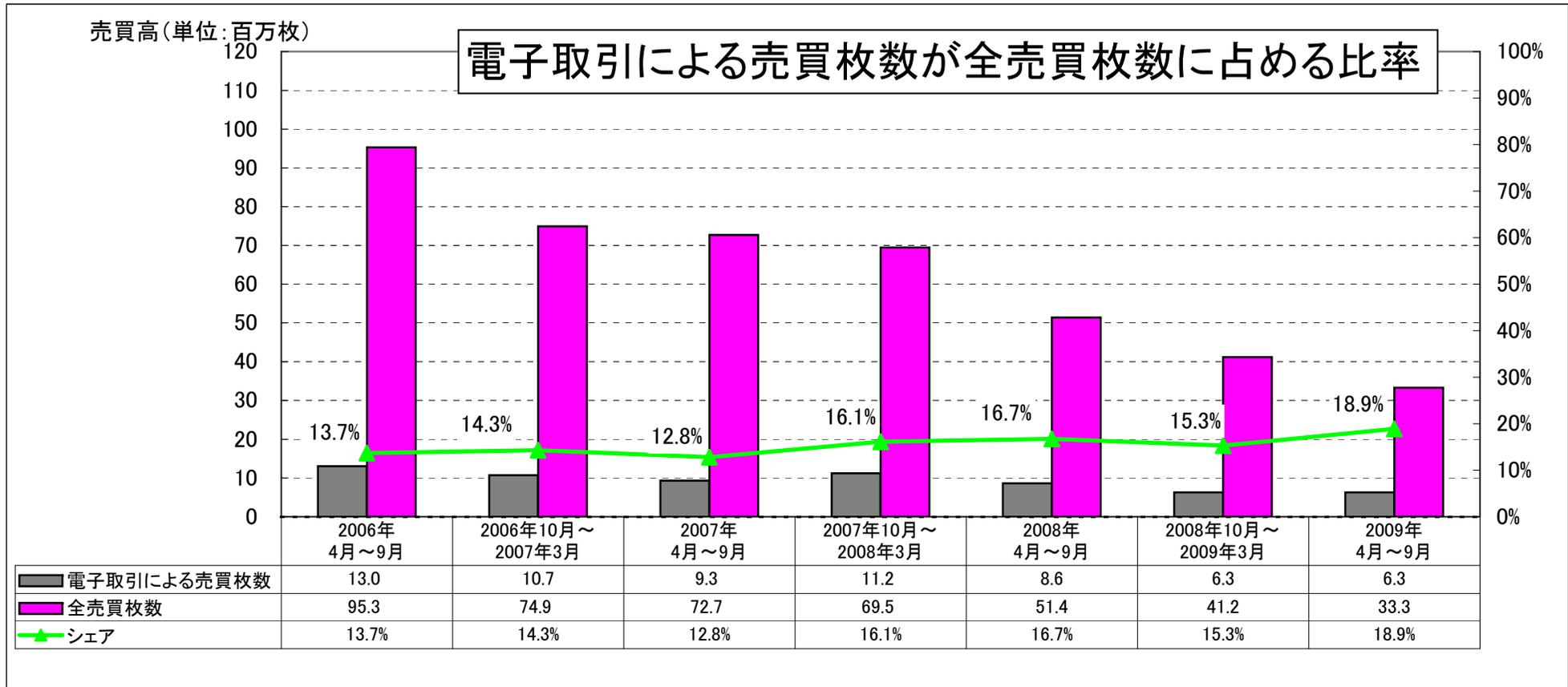
電子取引に係る状況推移(2009年9月期まで)



電子口座数	電子取引のための口座のうち預託残高があるものの数。 本会調査に対する会員企業からの回答の合計。 2005年12月末まで:各社が有している電子取引口座の数。 2006年3月末以降:証拠金残高がある電子取引口座の数。 (ただし、無担保委託者未収金を有する口座は含まない。)
全口座数	市場全体の口座数(預託残高があるもの)。 会員各社が本会宛て提出している定期業務報告書の合計。
電子取引	電子情報処理組織を通じて委託された取引 (2008年3月期のみインターネットホームトレードシステムを利用した取引)

2010. 3. 19 日本商品先物振興協会

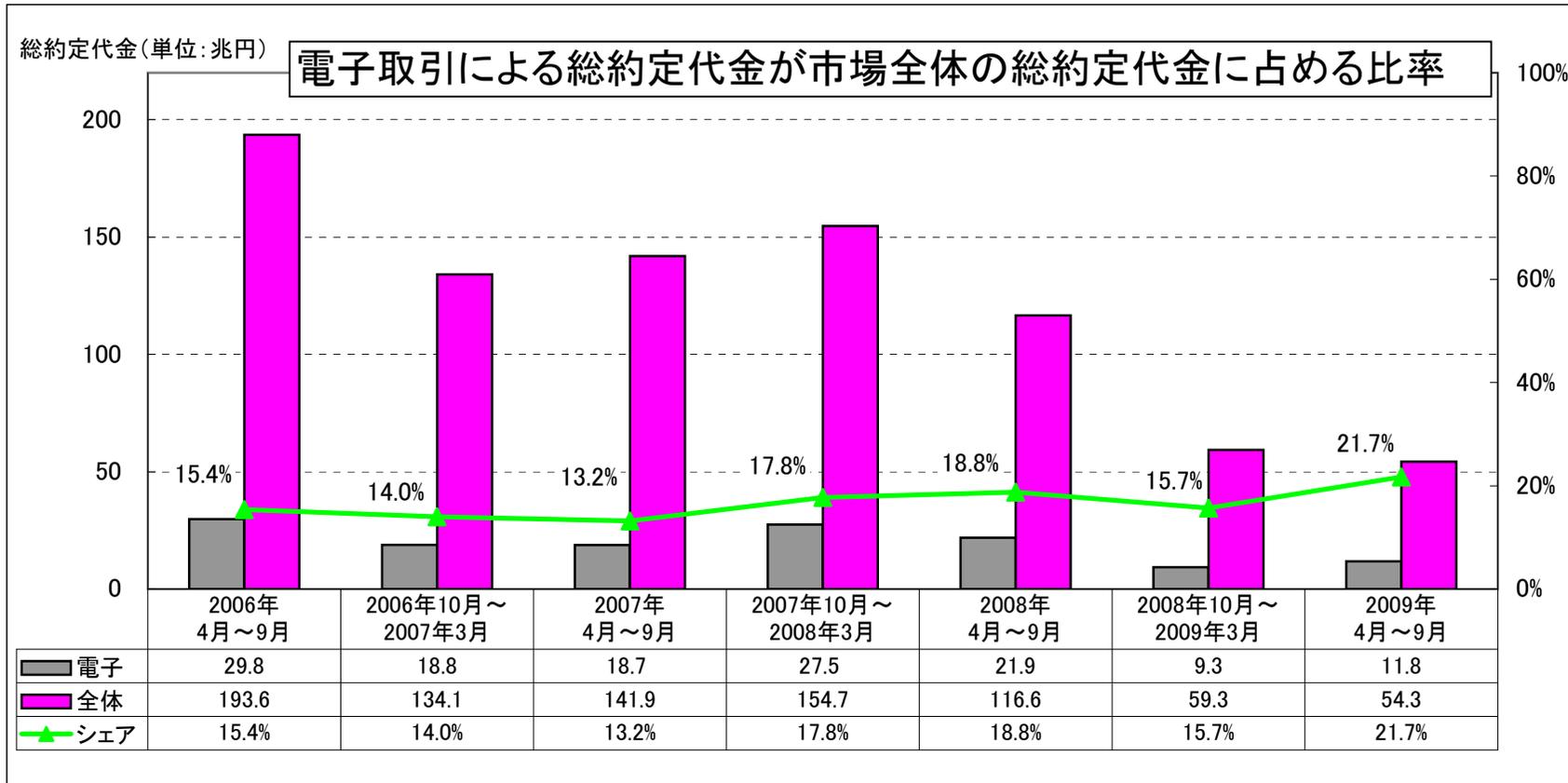
電子取引に係る状況推移(2009年9月期まで)



電子取引による売買枚数	本会調査に対する会員企業の回答の合計値。
全売買枚数	市場全体の売買枚数。国内各取引所提供のデータに2を乗じている。
電子取引	電子情報処理組織を通じて委託された取引 (2008年3月期のみインターネットホームトレードシステムを利用した取引)

2010. 3. 19 日本商品先物振興協会

電子取引に係る状況推移(2009年9月期まで)



(1) 全体	<ul style="list-style-type: none"> 取引所が提供しているデータ(片道)に2を乗じている。(1約定においては売り方と買い方の双方が存在するため。) オプション取引を含む。 2005年 国際生糸(ドル建て)の約定代金は同年中の期中平均レート(110.22円/米ドル)によって円貨に換算している。
(2) 電子	<ul style="list-style-type: none"> 本会調査に対する会員企業の回答の合計値。 オプション取引を含む。 電子取引: 電子情報処理組織を通じて委託された取引 (2008年3月期のみインターネットホームトレードシステムを利用した取引)

2010. 3. 19 日本商品先物振興協会